

令和7年度山形地方最低賃金審議会
第2回運営小委員会議事要旨

1 日 時 令和7年9月16日（火）午後3時27分～午後4時35分

2 場 所 山形労働局小会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）

3 出席者 委員8名

公益 粕谷委員、本間委員、丸山委員

労働者側 石川委員、納富委員

使用者側 江袋委員、丹委員、仁藤委員

【欠席】労働者側・柿崎委員

（事務局）門脇賃金室長、今野賃金室長補佐、高橋事務官

4 議 題

特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無に係る検討について

5 議事要旨

（1）使用者側から自動車整備業については、なくてはならないエッセンシャルワーカー的業種・職業であるとの認識ではあるが、山形県の基幹的業種として最低賃金を決定する必要があるのか疑問であるとの意見が出された。また、第4回山形地方最低賃金審議会までに委員以外の意見も確認し、結論を出したいとの意見が出された。

（2）労働者側から前回同様、自動車整備業も含め4業種全てにおいて、改正決定の必要有りとの意見が出された。

（3）特定最低賃金の必要性の有無について、第4回山形地方最低賃金審議会までに労使双方意見を取りまとめた上で、本審で改正決定の必要性について決定することになった。

（4）令和7年9月19日（金）午前10時開催予定の第4回山形地方最低賃金審議会へ、当運営委員会の審議経過について報告を行う。